

## 日本語の理解が十分でない外国人の受講に関して

建設業労働災害防止協会宮城県支部

建設業労働災害防止協会宮城県支部では、現在、外国語による講習は実施しておりませんが、日本語を一定理解できる外国人の方(以下「特定外国人」といいます。)の技能講習等の受講を受け入れております。

特定外国人の受講に関して、以下のとおり受講条件等を整備しましたので、特定外国人を雇用する事業所の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

### I 技能講習関係

- 1 特定外国人に受講していただける技能講習(令和 8 年度)
  - (1) 車両系建設機械(整地等)運転技能講習(全科目受講者)
  - (2) 玉掛け技能講習(全科目受講者)

なお、車両系建設機械(解体用)運転技能講習、高所作業車運転技能講習、不整地運搬車運転技能講習は、一定の科目免除要件を満たす方の受講を受け入れしております。詳しくは当支部あてお問合せください。

### 2 受講要件

専門用語を解説する補助教材を利用することにより、日本語の講義でも理解できると、及び実技講習における講師の日本語による口頭指示が即時に理解できる日本語理解力を有することを条件とします。

具体的には、

- (1) JLPT(日本語能力試験)N2<sup>※1</sup>以上の認定者
- (2) JLPT(日本語能力試験)N3 認定者で日本語能力について、受講しようとする科目の理解促進のために、外国人労働者向け教材<sup>※2・3</sup>を基に事前学習を行い、別添1「技能講習受講における日本語の理解力確認書(以下「別添1」という。)」を添付できる者
- (3) 在留 10 年以上等(1)(2)と同等以上の日本語理解能力があると認められる者で、所属事業所等より、外国人労働者向け教材にて、別添1を添付できる者

※1 JLPT 認定者

※2・3 外国人労働者向け教材

### 3 受講方法

#### (1) 学科講習

- ① 講習は、原則として、一般受講者と同じ教室で、日本語にて行います。

- ② 講習テキストは、事前の申請により、講習前に送付(着払いとなります)いたしますので、予習することを推奨します。
- ③ 当支部で通訳者等は配置しません。事前の申請により、スマートフォン等の翻訳アプリ等で講習テキストを母国語に文字翻訳して、受講することを許可できます。
- ④ 学科修了試験は、事前の申請により、日本語の漢字にルビを振った問題で受験することができます。(通訳者の同席及び翻訳アプリの使用は不可)

事前の申請～別添2「日本の理解力に関する申告書」

## (2) 実技講習

実技講習がある講習では、通訳を介さず、講師が日本語による指示説明を行います。実技試験による修了試験も日本語による講師の指示により行います。

## 4 受講申込

- (1) 当支部ホームページの講習案内の予約サイトで予約をお願いします。
- (2) 受講申込書に別添2「日本の理解力に関する申告書」を同封して、郵送してください。
- (3) 当時支部で別添2の書類を確認後、上記2の受講要件(2)(3)の方に、別添1をお送りします。各所属の事業者にて外国人労働者向け教材<sup>\*2・3</sup>をダウンロードして教材として事前学習を行ってください。事前学習を実施後、別添1をFAXまたはメールにて当支部あて報告してください。
- (4) 別添1の報告後、所属事業所あて受講証、受講料請求書、学科テキストをお送りします。
- (5) 受講料は請求書受領後7日以内(受講開始日まで7日未満の場合は、受講前日まで)に納付願います。

## 5 受講料

一般受講生と同じ受講料となります。(各科目の受講案内を参照してください。)

なお、講習テキストは、所属事業所あてに、着払いにて事前に送付させていただきます。講習当日は必ず持参するよう受講生に指示願います。

## II 特別教育・その他の教育

### 1, 対象科目(令和8年度)

- (1) 足場の組立て等特別教育
- (2) 石綿取扱い作業従事者特別教育
- (3) 研削といし取替え等業務特別教育
- (4) フルハーネス型安全带使用作業特別教育
- (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育

その他の講習についてはお問い合わせください。

### 2, 受講要件

原則として、JLPT N3 以上の認定者

なお、講習前に所属事業所にて、外国人労働者向け教材等を基に事前学習を行なうことを推奨します。

### 3. 受講方法

- (1) 講習は、原則として一般受講者と同じ教室で、日本語にて行います。
- (2) 講習テキストは、事前の申請により、講習前に送付(着払いとなります)いたしますので、予習することを推奨します。
- (3) 通訳者等は配置しません。事前の申請により、スマートフォン等の翻訳アプリ等で講習テキストを母国語に文字翻訳して、受講することを許可できます。(音声通訳機能は不可)

### 4. 受講申し込み

- (1) 当支部ホームページの受講案内の予約サイトで予約をお願いします。
- (2) 受講申込書に別添3の日本語理解に関する申告書(特別教育等)を添付して、郵送してください。
- (3) 所属事業所あて受講証、受講料請求書をお送りします。
- (4) 受講料は請求書受領後 7 日以内(受講開始日まで 7 日間未満の場合は、受講前日まで)に納付願います。

### 5. 受講料

一般受講生と同じ受講料となります。

なお、講習テキストは、所属事業所あてに、着払いにて事前に送付させていただきます。講習当日は必ず持参するよう受講生に指示願います。

※1 JLPT は日本語を母国語としない人の日本語能力を認定する日本語試験です。

N1～N5のレベルに分かれており、N2 は上から 2 番目の能力レベルで、日常的場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度ていど理解することができるレベルとされています。その下の N3は、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベルとされています。

※2 建設業に従事する外国人労働者向け教材 (厚生労働省)

日本語 英語 インドネシア語 中国語(中文) ベトナム語 フィリピン語  
モンゴル語 タイ語 カンボジア語 ネパール語 ミャンマー語



[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10973.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10973.html)

※3 外国人労働者技能講習補助教材(厚生労働省)

受講予定技能講習の「補助教材」「実務用語集」をダウンロード・活用して事前学習をお願いします。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11114.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html)



(科目)

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習

車両系建設機械(解体用)運転技能講習

高所作業車運転技能講習

玉掛け技能講習

(翻訳言語)

「日本語」 英語 インドネシア語 中国語(中文) ベトナム語 タガログ語  
モンゴル語 タイ語 カンボジア語 ネパール語 ミャンマー語 等

(参考)

外国人建設就労者のための安全衛生教育映像教材(建設業労働災害防止協会)  
英語、中国語(北京語)、ベトナム語、インドネシア語

[https://www.kensaibou.or.jp/safe\\_tech/foreign\\_worker\\_education/index.html](https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/foreign_worker_education/index.html)

